

SBPS 請求書カード払い利用規約（バイヤー向け）

第1章 総則

第1条（目的）

1. 本「SBPS 請求書カード払い利用規約（バイヤー向け）」（以下「本規約」という）は、SBペイメントサービス株式会社（以下「当社」という）が運営、提供する利用者（第2条（定義）で定義し、規約表題の「バイヤー」をいう）向けの本サービス（第2条で定義）に関する条件を定めたものです。
2. 利用者は、本規約を遵守するものとします。

第2条（定義）

1. 本規約において使用される用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 「本サービス」とは、債権者・利用者間の取引における代金の支払いについて、当社が、債権者に対して立替払いを行うことおよび利用者からのカード等による支払いを可能とすることをサービスをいうものとします。
 - (2) 「本契約」とは、第4条に基づき利用者と当社との間で成立する本サービスの利用に関する契約をいうものとします。
 - (3) 「債権者」とは、利用者との間で売買契約、サービス提供契約等（以下単に「売買契約等」という）を締結し、商品、サービス等（以下「本件商品等」という）を提供する法人、団体、個人事業主、利用者が公租公課を支払うべき国または地方公共団体その他の公的機関をいうものとします。
 - (4) 「利用者」とは、債権者との間で売買契約等を締結し本件商品等の提供を受けるか、または債権者に対して公租公課を支払うべき法人、団体または個人事業主であって、本規約にもとづき本契約を締結のうえ、本サービスを利用する者をいうものとします。
 - (5) 「会員ページ」とは、利用者がユーザIDおよびパスワード（以下併せて「ユーザID等」という）を用いてのみアクセスすることが可能な当社所定のウェブページをいうものとします。なお、利用者は、本契約の締結に際し、ユーザID等を設定するものとします。
 - (6) 「営業日」とは、日本において銀行等の金融機関が営業を行う日をいうものとします。
 - (7) 「提携組織」とは、当社が加盟もしくは提携または契約締結している組織（VISAインターナショナルサービスアソシエーション、マスターカードインターナショナルインコーポレーテッド、株式会社ジェーシービー）をいうものとします。
 - (8) 「提携組織の規則等」とは、提携組織が定める規則、ルール、規範、基準、レギュレーション、ガイドライン等、および提携組織の指示、命令、要請等（提携組織の指示等にもとづく当社からの指示等を含む）をいうものとします。
 - (9) 「カード等」とは、提携組織に加盟している会社（以下「カード発行会社」という）が提携組織の規則等に準拠して発行するクレジットカード等（デビットカード、プリペイドカード、その他支払い手段として用いられるカード等の証票その他の物または番号、記号その他の符号を含む）をいうものとします。
 - (10) 「カード会社」とは、当社が包括代理加盟店契約等を締結しているクレジットカー

ド会社の総称をいいうものとします。

第3条（本規約の適用等）

1. 本規約はすべての本サービスおよび本契約に適用されるものとします。
2. 当社は、第5条（通知）にもとづく通知により、本サービスの内容、本規約およびサービス利用料を隨時変更できるものとします。

第4条（本契約の成立）

1. 本契約は、利用者が当社所定の方法により本サービス利用の申込を行い、当社がこれを承諾したことにより成立するものとします。
2. 利用者は次の各号の事項を表明し、保証するものとします。
 - (1) 利用者が法人の場合は日本国内に本店所在地を置く者、または利用者が個人事業主の場合は日本国内に住所を有する者であって、日本国内に当社が振込可能な金融機関の口座を有すること
 - (2) 債権者が日本国内に本店所在地を置く法人、もしくは日本国内に住所を有し、適格請求書発行事業者として登録されている個人事業主、または日本国、地方公共団体その他の公的機関であって、日本国内に当社が振込可能な金融機関の口座を有すること
 - (3) 本件商品等は、国内に所在する資産の譲渡もしくは賃貸または国内で行われる役務の提供であること
 - (4) 利用者が利用するカード等は、日本法にもとづき設立され、日本国内に本店所在地を置く株式会社が発行すること
 - (5) 利用者が第10条（禁止事項）に該当しないこと
 - (6) 債権者が、立替払いの対象となる本件商品等の代金請求権につき、第三者に対する譲渡、担保設定、第三者に対する買取権、優先交渉権、その他の利用権の設定をしていないこと
 - (7) 第22条（利用者情報）に定める利用者情報の取得および提供につき利用者が承諾し、債権者による承諾を利用者が取得すること。
 - (8) 前各号のほか、当社、カード会社及び提携組織所定の条件を満たすこと
3. 利用者が利用できるカード等は、日本法にもとづき設立され、日本国内に本店所在地を置く株式会社が発行するものに限り、不正に取得したカードの利用をすることはできないものとします。
4. 第2項に違反し、利用者と債権者の間で紛議が発生した場合、利用者が自己の責任と費用において対処するものとし、当社に損害が発生した場合には、利用者は、当社に発生した損害の一切を賠償する責任を負うものとします。

第5条（通知）

当社からの利用者に対する通知は、次のいずれかの方法をもって行われるものとします。効力の発生については、受信受話等の是非に関わらず、各号記載の時点において効力を生ずるものとします。

- (1) 利用者が指定したメールアドレスへの電子メールの送信：当社による送信時
- (2) 当社所定のウェブサイトへの掲載：当社による掲載が行われた時
- (3) 利用者が指定した電話番号への電話：当社が発信をした時

(4) 前各号のほか、当社が適当と判断する方法：当社が指定した時点

第2章 本サービス

第6条 (利用者による情報提供等)

1. 利用者は、債権者に対する立替払いを当社に委託する場合は、当社所定の方法に従い、利用者の事業形態、代表者名、メールアドレスおよび立替金の支払いに利用するカード等の情報、ならびに本件商品等の内容および代金その他売買契約等の請求に関する情報等の当社所定の情報および請求に関する書類等（以下「請求書」という）の電子ファイルを、当社所定のウェブサイトにて入力・アップロードすることにより当社に提供するものとします。また、当社は、当該情報および電子ファイルを提携組織、カード会社またはカード発行会社に提供することができるものとします。
2. 利用者は、本サービスを利用するにあたり、本規約、カード会社および提携組織の規則等を遵守するものとします。
3. 利用者は、第1項の提供にあたり、あらかじめ次の各号の事項について表明・確認し、保証するものとします。
 - (1) 売買契約等が利用者の営業活動に係るものまたは利用者による公租公課の支払いであること
 - (2) 第1項に基づき当社に届け出た債権者の名称（法人の場合には照合、団体の場合は団体名、個人事業主の場合には氏名）と当社が立替金の支払いをする振込先口座の名義が同一であること
 - (3) 本件商品等の提供が債権者により既に行われたこと
 - (4) 売買契約等に関して、取消、解除、無効等となる原因が存在しないこと
 - (5) 当該請求書にもとづく請求額が、本件商品等の代金の一部ではないこと
 - (6) 本件商品等の代金の支払い以外のものではないこと（例えば、貸付のための資金の交付、金銭消費貸借契約にもとづく債務の弁済または賠償金の支払いを含むがこれらに限られない）
 - (7) 債権者が利用契約の締結日から起算して過去12か月の間において、国際ブランドの加盟店でないこと。なお、国際ブランドとは、国際的に通用するクレジットカードブランドのことをいう。
 - (8) 第10条（禁止事項）に該当しないこと
 - (9) 本サービスにより立替払いを行う本件商品等の代金または公租公課が既に一部または全部支払い済みでないことおよび既に本サービスの利用申込済みでないこと
 - (10) 債権者が暴力団員等（第28条（反社会的勢力の排除）第1項で定義）その他当社、カード会社および提携組織が定める者に該当しないこと
4. 当社は、第1項にもとづき利用者が提供する情報および電子ファイルの正確性について確認する義務を負わないものとし、誤りがあった場合には、当社は一切の責任を負わないものとします。
5. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、立替払いを行わぬことができるものとし、利用者はこれを了承するものとします。
 - (1) 利用者が第1項にもとづき当社に提供した情報の内容が事実に反する場合またはその懸念があると当社が判断した場合

(2) 利用者が第1項にもとづき当社に提供した情報の様式または内容について、当社が確認・修正を求めたにもかかわらず利用者がこれに応じない場合

(3) 利用者が本契約の条項に違反した場合またはその懸念があると当社が判断した場合

6. 当社は、必要と判断した場合、第1項にもとづき利用者から提供された情報の内容の確認、ならびにこれらに関して債権者へ連絡を行うことができるものとし、利用者はこれに承諾するものとします。
7. 第3項第8号に反し、利用者および債権者間で精算が生じた場合、当事者間で解決するものとし、当社は責任を負わないものとします。この場合サービス利用料の返還は行わないものとします。

第7条（立替払いの実施等）

1. 当社は、利用者から第6条（利用者による情報提供等）にもとづき立替払いの委託を受けた場合、利用者が利用しようとするカード等の有効性、本件商品等の内容および代金その他必要な事項を確認するものとします。当該確認を経て当社が立替払いを承諾した時以降、利用者は当該委託を取り消すことはできないものとします。
2. 当社は、前項の承諾後、当社所定の期間内に、本件商品等の代金相当額を、利用者から提供された請求書に記載の、債権者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により立替払いを行うものとします。ただし、利用者は、第1項にもとづく確認または立替払いの金額等によって、当社所定の期間内に立替払いが行われない場合があることを承諾するものとし、この場合当社は何ら責任を負わないものとします。
3. 利用者は、前項の立替払いが行われた場合、当社に対し、カード等による決済にて本件商品等の代金相当額およびサービス利用料の支払いを行うものとします。なお、利用者は、当社が立替払いを行った後に、売買契約等の取消または解除等を行ったとしても、当社から本件商品等の代金相当額およびサービス利用料の支払いを求められた場合、当社所定の期日までに、当社が指定する金融機関口座に振り込む方法により支払う必要があるものとします。また、立替払い実施後に生じた債権者との問題（商品等の代金相当額の返金等を含み、これに限られないものとする）は、利用者の責任と費用で解決するものとします。
4. 当社が第1項および第2項にもとづき立替払いを行った後、利用者が利用するカード等の発行会社からの当社に対する支払いが通常行われる期間内に行われない場合、利用者は当社の請求にもとづき本件商品等の代金相当額を支払うものとします。
5. 第6条にもとづき当社に提供される情報・電子ファイルの瑕疵に起因して立替払いの全部または一部が実行されなかった場合、実行されなかった金額に係る立替払いについては立替払いの委託がなされなかったものとします。この場合、当社は、カード等の発行会社から支払いを受けた金員のうち、当該金額を利用者に返金するものとします（なお、返金にあたり手数料が生じる場合はこれを控除することができるものとします）。
6. 第6条に基づき当社に提供される情報・電子ファイルの瑕疵に起因する問題、売買契約等に関する債務不履行責任・契約不適合責任・不法行為責任に関する問題、その他債権者および利用者間のトラブル・紛争が生じた場合、債権者および利用者はそれらを両者間で解決するものとします。また、この場合、当社、カード会社、提携組織およびカード発行会社は何ら責任を負わないものとし、また、立替払金の回収（振込時の組戻し処理含む）およびサービス利用料の返金は行われないものとします。
7. 当社は、第6条にもとづき当社に提供される情報・電子ファイルをもとに隨時審査を行い、

総合的な判断によって立替払いを行わないことができるものとします。この場合の処理については本条第5項が準用されるものとします。なお、当社は、判断の内容を開示する義務を負わないものとします。

8. カード会社が債権者の情報を確認するなどして、当該債権者が著しく不当であると認めた場合には、立替払いを行ないことがあり、債権者および利用者はこれを承諾するものとします。この場合の処理については本条第5項が準用されるものとします。なお、当社は、判断の内容を開示する義務を負わないものとします。この場合、当社およびカード会社は立替払いを行わないことに関し何ら責任を負わないものとします。

第8条（立替払いの留保）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当した場合、立替払いの実施を、当社が定める期間留保することができるものとします。
 - (1) 第9条（支払の取消および返金等）第2項各号に定める事由に該当するまたは該当するおそれがあると当社が合理的に判断した場合
 - (2) 第25条（契約の解除等）第2項各号に定める事由に該当するまたは該当するおそれがあると当社が合理的に判断した場合
 - (3) 立替払いを留保する必要があると当社が合理的に判断した場合
2. 前項で定めた期間に関わらず、支払留保事由が解消されない場合、当社は前項の期間を延長することができるものとします。
3. 本条に基づき当社が留保した立替払金には、利息、遅延損害金が付されないものとします。

第9条（立替払いの取消等）

1. 利用者が当社に対して立替払いの委託の取消しを行う場合、当社が指定した方法で取消を行うものとします。この場合であっても、利用者は、本サービス利用の対価を支払う必要があると当社から連絡があった場合、当該連絡に従うものとします。ただし、第7条（立替払いの実施等）第1項に定める確認後は、立替払いの委託を取り消すことはできないものとします。また、当社は、利用者から立替払い取消等の要請を受けても、当社の判断により、取消等を認めないことができるものとします。この場合において、利用者に損害が発生しても、当社は一切の責任を負わないものとします。
2. 次のいずれかに該当する場合については、当社は立替払いをする義務を負わないものとします。
 - (1) 本規約の規定に違反した場合。
 - (2) 紛失または盗難されたカード等が利用された場合。
 - (3) 偽造または変造された電子的情報による場合。
 - (4) 利用覚えなし、金額相違等の疑義の申し出が当社またはカード発行会社になされた場合。
 - (5) 第6条にもとづき提供される情報・電子ファイルの内容に誤りがあり、当社、カード会社およびカード発行会社が利用者に請求できないデータがあった場合。
 - (6) 債権者、カード会社、提携組織またはカード発行会社から本件商品等の代金の支払拒絶・支払留保等の申し入れを受けた場合。
 - (7) 利用者からカード発行会社、カード会社または当社に対し、本件商品等に係る代金の支払拒絶の申し出があった場合、またはカード発行会社から支払いが拒絶された場合。

- (8) 本件商品等が未発送、未提供、商品等の相違の申し出があった場合。
 - (9) 債権者または利用者が売買契約等に定める契約内容に違反した場合。
 - (10) 売買契約等が取消しまたは解除がなされた場合。
3. 当社は、第7条第6項に定める紛議または本条第2項に定める各事由のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合、当該事項が解決するまでの間、代金の支払いを留保できるものとし、1ヶ月を経過しても当該事項が解決しない場合、当該代金の支払義務を負わないものとします。この場合において、債権者との間で紛議が生じた場合（履行期限までに本件商品等の代金が支払われなかつたことによる紛議を含み、これに限られないものとする）には、利用者の費用と責任で解決するものとし、当社が一切の責任を負わないことを利用者は同意するものとします。
4. 当社が本条第2項各号または前項により代金の支払義務を負わない場合において、当社が債権者に対し既に当該代金を支払っているときには、当社は、利用者に対し、当該代金の返還を求めることができるものとします。

第10条（禁止事項）

利用者は、次の各号の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 誤った情報、事実に相違する情報および虚偽の情報を当社へ提供する行為
- (2) 取引の実在性のない循環取引や架空取引等に本サービスを利用する行為
- (3) 本サービスにより取得・利用しうる情報・データを偽造、変造、複製、窃取その他不正な方法で取得・利用する行為
- (4) 有害なコンピュータ・プログラムなどを、当社のサーバーやネットワークシステムまたは第三者のコンピュータに送信または書き込む行為
- (5) 第三者に成りすまして本サービスを利用する行為（第三者の情報を本サービスに登録することを含む）
- (6) 当社の承諾なく、第三者に本サービスを利用させる行為
- (7) 当社または第三者の財産、プライバシーおよび知的財産権を侵害しまたは侵害するおそれのある行為
- (8) 当社による本サービス用設備の利用もしくは本サービスの運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (9) 当社または第三者を誹謗中傷し、または名誉もしくは信用を毀損する行為
- (10) 本サービスに関し、当社の同意を得ることなく詐欺的な手段により当社または第三者の所有している個人情報を収集する行為
- (11) 本サービスに関し、公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為
- (12) 本サービスに関し、犯罪行為もしくは犯罪行為をそそのかす行為またはそのおそれのある行為
- (13) マネーロンダリングその他不正な目的に本サービスを利用する行為
- (14) 法令に違反しまたは違反するおそれのある行為
- (15) 犯罪収益移転防止法に定義する「犯罪による収益」の移転のために本サービスを用いる行為
- (16) 自然人の負う債務（個人事業主の事業に係る債務を除く）の支払いのために本サービスを用いる行為
- (17) 本サービスを実質的に同一である者の間の支払いのために用いる行為

- (18) 本件商品等の代金の支払い以外のために用いる行為（例えば、貸付のための資金の交付、金銭消費貸借契約にもとづく債務の弁済または賠償金の支払いを含むがこれらに限られない）
- (19) 別紙に定める支払いのために本サービスを用いる行為
- (20) 本契約、本規約およびカード会社および提携組織の規則等に違反する行為または違反のおそれのある行為（商品等の内容が違反する場合を含む）
- (21) 前各号のほか、当社が不適切と判断する行為

第11条（遵守状況の調査等）

利用者は、当社から調査または資料提供の協力を求められた場合には、速やかに応じるものとし、当社から調査回答期限を課された場合、期限内に回答するものとします。なお、利用者は、当社が回答結果を、カード会社、提携組織及びカード発行会社に提供することができることに同意するものとします。

第12条（通知義務）

1. 利用者は、本サービスの利用に関して当社に届け出た情報に変更が生じた場合、当社所定の方法で速やかに変更内容を届け出るものとします。
2. 利用者が前項に定める届出を怠ったことにより当社からなされた通知等が到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなすものとし、また、これによって利用者に生じた損害について当社は責任を負わないものとします。

第13条（本サービス利用のための機器等の準備・維持）

利用者は、本サービスを利用するため必要となる機器、ソフトウェアおよび通信回線等を、自己の負担と責任において準備・維持するものとします。

第14条（ID等の管理）

1. 利用者は会員ページにアクセスするために設定したユーザ ID 等を厳重に管理するものとし、これらを第三者に使用させ、または、貸与、譲渡、売買等してはならないものとします。
2. ユーザ ID 等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって利用者に生じた損害等について、当社は何ら責任を負わないものとします。
3. ユーザ ID 等を用いた本サービスの利用は、利用者による利用とみなすものとします。

第15条（本サービスの停止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスおよび立替払いその他本契約および本規約にもとづく業務の全部または一部を、当社が定める期間、停止することができるものとします。
 - (1) 電力会社の電力供給の中止または本サービス用設備の障害等やむを得ない事由による場合
 - (2) 本サービス用設備の点検、保守、バージョンアップ等を実施する場合
 - (3) 第19条（非保証・免責）第2項各号に規定の事由が発生した場合
 - (4) 第11条（遵守状況の調査等）の調査が開始され、当社が調査期間中の本サービスの中止または停止が必要と判断した場合。

- (5) 前各号のほか、本サービスの停止が必要と当社が判断した場合
2. 当社は、前項にもとづく停止を行う場合、事前にその旨を第5条（通知）の方法により利用者に通知するものとします。ただし、当社が緊急またはやむを得ないと判断した場合はこの限りでないものとし、事後遅滞なく当該通知を行うものとします。
 3. 当社は、第1項にもとづく停止に起因して利用者に損害が生じた場合であっても、何ら責任を負わないものとします。

第16条（サービス利用料）

利用者は、本サービスの利用にあたり、当社所定のサービス利用料を当社所定の方法により支払うものとします。

第3章 一般規定

第17条（再委託）

1. 当社は、本規約、本サービスおよび本契約にもとづく業務の全部または一部を第三者に再委託（再々委託以降を含む）（以下、当該第三者を「再委託先」という）することができるものとします。また、この場合、当社は、再委託先に対し、本サービスの提供に必要な範囲で、第6条（利用者による情報提供等）第1項で定める情報、利用者情報（第22条第1項で定義）、秘密情報（第20条第1項で定義）および個人情報（第21条第1項で定義）を開示することができるものとします。
2. 当社は、当該再委託先に対し、本規約にもとづき自己が負う義務と同等の義務を課すものとします。

第18条（知的財産権の帰属）

本サービスに関する知的財産権は当社または原権利者に帰属するものであり、利用者に対する本サービスの利用許諾は知的財産権の譲渡および利用許諾を意味するものではないものとします。

第19条（非保証・免責）

1. 当社は、本サービスについて、その正確性、最新性、有用性、信頼性、適法性、特定目的への適合性、第三者の権利を侵害していないことについて何ら保証しないものとします。
2. 当社は、次の各号に定める事由に起因して利用者に生じた損害について何ら責任を負わないものとします。
 - (1) 利用者による本契約・本規約の違反、当社が定める手順・セキュリティ手段が遵守されない場合
 - (2) 利用者が提供する情報・電子ファイルの瑕疵、登録情報の不備・変更の遅延等が発生した場合
 - (3) 通信機器、通信回線およびインターネット等の通信手段の不具合またはそれらの性能に起因する問題が発生した場合
 - (4) 金融機関のシステム障害およびカード等にかかる決済システムの障害が発生した場合
 - (4) 当社が善良なる管理者の注意をもっても防御し得ない本サービス用設備への第三者による不正アクセスもしくはアタック、または通信経路上での傍受が発生した場合

- (5) 当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて、当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスによる本サービス用設備への侵入が発生した場合
- (6) 当社に対する刑事訴訟法にもとづく令状による差押え・捜索・検証、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律にもとづく強制処分その他裁判所の命令または法令にもとづく強制的な処分が発生した場合
- (7) 天災地変、戦争、テロ行為、伝染病の流行等の不可抗力事由が発生した場合
- (8) 前各号のほか、当社の責に帰さない事由が発生した場合

第20条（秘密保持義務）

1. 利用者および当社（以下本条において「情報受領者」という）は、本サービスの利用または提供に関して知得した他の当事者（以下本条において「情報開示者」という）の事業活動に有用な技術上または営業上の秘密（以下「秘密情報」という）を、秘密として保持し、情報開示者の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供・開示・預託・漏洩せず、本サービスの利用または提供以外の目的に利用しないものとします。ただし、以下の情報は秘密情報に含まれないものとします。
 - (1) 情報受領者が当該情報を知得した時点で、既に公知であった情報
 - (2) 情報受領者が当該情報を知得した後に、情報受領者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - (3) 情報受領者が、当該情報を知得した時点で既に保有していた情報（守秘義務の制約の下で情報開示者から知得した情報を除く）
 - (4) 情報受領者が、当該情報を知得した後に、守秘義務に服さない第三者から守秘義務を負うことなく適法かつ正当に開示を受けた情報
2. 情報受領者は、秘密情報を滅失・毀損・漏洩等することができないよう必要な措置を講ずるものとします。
3. 情報受領者は、本サービスが終了した場合または情報開示者から求められた場合、秘密情報を返却または廃棄するものとします。
4. 利用者および当社は、第1項及び第2項の規定に関わらず、本契約の履行のために秘密情報を知る必要のある自社の役員（執行役員を含むものとします）、従業員（雇用の形態を問わないものとします）、顧問弁護士、公認会計士（以下、総称して「従業員等」といいます）に、本契約に基づいて行う業務の履行に不可欠な範囲に限り、相手方の秘密情報を、相手方の書面による事前の同意を得ることなく開示することができるものとします。この場合に、利用者および当社は、従業員等に対し、本契約と同等の義務を負わせかつその一切の責任を負うものとします。
5. 本条は、本サービス終了後5年間有効とします。

第21条（個人情報）

1. 当社は、個人情報（個人情報保護法に定義されるものをいい、クレジットカード番号等（割賦販売法（昭和36年法律第159号）第35条の16第1項に定める「クレジットカード番号等」をいう。以下同じとする。）を含み、以下同じ）について、当社が別途定めるプライバシーポリシーに則り、適正に取り扱うものとします。
2. 当社は、別段の定めがない限り、本サービスの提供に伴い取得した個人情報を、本サービス

提供以外の目的で利用しないものとします。

3. 前各項のほか、個人情報の取扱いについては第20条（秘密保持義務）第1項乃至第3項の規定が準用されるものとします。

第22条（利用者情報）

1. 利用者、債権者、本契約の申込者およびその代表者（以下、本条および第24条（利用者情報の取扱いに関する不同意）ではこれらを総称して「利用者等」といいます）は、当社およびカード会社による利用者等との取引に関する審査（以下、「利用者審査」といいます）、その後の利用者等の管理および取引継続に係る審査、本規約に基づく業務遂行、当社が提供（提供予定を含む）する商品・機能その他のサービスの案内および提供、商品開発もしくは市場調査および当社の定めるプライバシーポリシー並びに「個人情報の取り扱いについて」（改定後の内容を含むものとします。<https://www.sbpayment.co.jp/info/security/handling/>）に定める利用目的のために、利用者等に係る次の情報（以下、これらの情報を総称して「利用者情報」といいます）を当社が適当と認める保護措置を講じたうえで当社が取得・保有・利用すること、およびカード会社、提携組織に提供することができることに同意するものとします。

- (1) 利用者等の商号（名称）、所在地、郵便番号、電話（FAX）番号、法人番号、代表者の氏名、性別、住所、生年月日、電話番号等、利用者等が当社に届出した情報
 - (2) 利用者等の申込日、契約日、契約終了日および利用者等と当社との取引に関する情報
 - (3) 利用者等のカード等の取扱状況に関する情報
 - (4) 利用者等のカード等の利用状況、支払状況、支払履歴等に関する情報
 - (5) 利用者等の営業許可証等の確認書類の記載事項に関する情報
 - (6) 当社が利用者等または公的機関から適法かつ適正な方法により取得した利用者等の登記簿謄本、住民票、納税証明書等の記載事項に関する情報
 - (7) 官報、電話帳、住宅地図等において公開されている利用者等に関する情報
 - (8) 公的機関、消費者団体、報道機関等が公表した利用者等に関する情報および当該内容について当社が調査して取得した情報
 - (9) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他の倒産手続開始の申し立てその他の利用者等に関する信用情報
2. 利用者等は、本契約が不成立となった場合であってもその不成立の理由の如何を問わず、契約申込みをした事実、内容について当社、カード会社および提携組織に一定期間登録されることに同意するものとします。
 3. 利用者等は、当社、提携組織およびカード会社が、本契約終了後も業務上必要な範囲で、法令等および当社、提携組織ならびにカード会社所定の期間、利用者情報を保有し、利用することに同意するものとします。
 4. 利用者等の代表者は、当社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、当社所定の方法により、代表者等の個人に関する自己の個人情報を開示するよう請求することができるものとします。
 5. 利用者等の代表者等は、当社に対し、次の手続きにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができるものとします。

（1）利用者等の代表者は、以下に連絡するものとします。

SBペイメントサービス株式会社 個人情報管理窓口

住 所：東京都港区海岸一丁目7番1号 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー14階

代表取締役：榛葉 淳

E-mail : privacy@sbpayment.jp

- (2) 当社は、前号の連絡があった場合、開示請求手続に必要な事項（受付方法、必要な書類、手数料等）を通知するものとします。
6. 万一、当社が保有する利用者情報の登録内容が真実ではないことが判明した場合、当社は、速やかに訂正または削除の措置をとるものとします。

第23条（データの利活用等）

1. 当社は、本サービスにもとづき取得する情報を集計して特定の個人を識別することができない統計的な情報を作成し、本サービスの品質向上、新たなサービスの開発その他当社の事業活動のために利用しましたは第三者に提供することができるものとします。
2. 利用者が当社の委託先、提携先またはパートナー、および当該パートナーが当社の承諾のもと再委託した第三者（以下本条において「パートナー等」という）から紹介を受けて本サービスを利用する場合（当該パートナー等のウェブサイト等を経由して本サービスを利用する場合を含む）、当社は、当該パートナー等（パートナーが当社の承諾のもと再委託した第三者から紹介を受けた利用者に関しては、パートナーおよび当該第三者）に対し、当該パートナー等が以下の目的で使用するために、以下の情報を提供することができるものとします。
- (1) 当該パートナー等が情報を使用する目的
- ①当該パートナー等による本サービスの集客・利用促進の向上・改善
 - ②当該パートナー等に対する当該利用者の問い合わせへの対応
 - ③当該パートナー等が有する製品・サービス等の当該利用者への案内・紹介
 - ④本サービスの提供
- (2) 当社が当該パートナー等に提供する情報
- ①第6条（利用者による情報提供等）にもとづき提供された情報

第24条（利用者情報の取扱いに関する不同意）

当社は、利用者等が本契約の申込に必要な事項の記載を希望しない場合、または利用者情報の取扱いについて承諾できない場合、本契約の締結を断ることや、解約または本サービスの一部の取扱いの終了の手続きをとることがあるものとします。

第25条（契約の解除等）

1. 利用者および当社は、相手方が本契約の履行を怠った場合、合理的な期間を定めて催告のうえ、本契約を解除することができるものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、利用者および当社は、相手方に以下の事項に該当する事由が生じた場合、何ら催告することなく直ちに本契約の全部または一部を解除できるものとします。
- (1) 営業の取消、営業停止等の処分、支払停止、支払不能、租税滞納処分または会社更生、破産、民事再生手続、その他特別清算もしくはこれらに類する手続開始の申立てのあった場合。
- (2) 第三者より強制執行、仮差押、仮処分または競売の申立てがあった場合。
- (3) 手形または小切手が不渡りになった場合。
- (4) 資産状況が悪化したと判断すべき合理的な事由が発生した場合。
- (5) 解散、合併、分割または事業の全部もしくは重要な一部を譲渡した場合。

- (6) 利用者が個人であるときは、死亡した場合、または後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判を受けた場合。
- (7) 利用者が所在地または住居を日本国外に移転した場合。
- (8) 利用者が届出た連絡先において当社から債権者、利用者に対する連絡がとれない場合。
- (9) 法令に違反し、本契約の履行に支障をきたすおそれが生じた場合。
- (10) 相手方が自己の信用を失墜させる行為を行ったと判断した場合。
- (11) 利用者が本契約の申込時および変更時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合。
- (12) 苦情が複数発生した場合。
- (13) 無効、紛失、盗難、偽造カードによるもの、または利用者以外の第三者による不正使用によるものの割合が高いと当社またはカード会社が認めたとき。
- (14) 債権者または利用者の換金目的による利用であると当社またはカード会社が判断した場合。
- (15) 相手方の営業または業態が公序良俗に反すると判断した場合。
- (16) 支払いが延滞した場合。
- (17) 当社またはカード会社の調査依頼に対し非協力的な場合、回答期限内に回答がなかった場合、又は虚偽の回答を行った場合
- (18) 提携組織またはカード会社から本契約解除の通知・要請があった場合。
- (19) 1年以上継続して本サービスを利用していない場合。
- (20) 行政機関から行政処分を受けた場合。
- (21) 本規約に違反し、本契約の継続が困難であると合理的に判断した場合。
- (22) 第10条（禁止事項）に違反したとき
- (23) 当社が本契約の締結にあたって定めた条件に利用者が違反した場合。
- (24) 本規約に付随する特約が適用される場合には、当該特約の規定に違反した場合。
- (25) 本契約以外に利用者と当社の間で締結している契約が解除された場合。
- (26) その他利用者として不適当と当社が判断した場合。

3. 前2項の定めにかかわらず、当社は事由の如何を問わず、提携組織またはカード会社との間の契約が終了した場合、何ら催告することなく直ちに本契約を解除できるものとします。この場合において、本契約の終了により利用者に損害が生じても、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 当社は、債権者または利用者が第2項各号に定める事由に該当した場合、または該当するおそれがあると合理的に判断した場合、本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。
5. 利用者および当社は、第1項から第3項により本契約の全部または一部が解除された場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済するものとします。

第26条（本サービスの終了）

当社は、1か月以上前の通知をもって、本サービスの全部または一部を終了することができます。この場合において、本サービスの終了により利用者に損害が生じても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第27条（本契約・本サービスの終了に伴う措置）

1. 本契約または本サービスが終了した場合に存在する未履行債務については、当該債務が弁済されるまでの間、本規約および本契約が適用されるものとします。
2. 本契約の終了後といえども、第4条（本契約の成立）第4項から第9条（立替払いの取消等）、第11条（遵守状況の調査等）、第12条（通知義務）第2項、第14条（ID等の管理）2項・3項、第15条（本サービスの停止）第3項、第18条（知的財産権の帰属）から第23条（データの利活用等）、第25条（契約の解除等）第3項・5項、第26条（本サービスの終了）、本条、第28条（反社会的勢力の排除）第4項および第5項、第29条（損害賠償責任）から第33条（本規約に定めのない事項）については、なお効力を有するものとします。

第28条（反社会的勢力の排除）

1. 当社および利用者は、自己、自己の子会社および関連会社（各社の役員その他実質的支配権を有する者を含む。以下本条において同じ）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下併せて「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己または第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 当社および利用者は、自己、自己の子会社および関連会社が、自己または第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社および利用者は、相手方が前2項に違反した場合、何ら催告することなく、直ちに本契約を解除し、または、本サービスの提供を中止することができるものとします。
4. 当社および利用者は、前項にもとづき契約を解除し、または、本サービスの提供を中止したことにより相手方に損害が発生した場合でも、何ら責任を負わないものとします。
5. 当社および利用者は、第3項にもとづき契約を解除し、または、本サービスの提供を中止したことにより損害を被った場合、相手方に対し、当該損害の賠償を求めることができるものとします。

第29条（損害賠償責任）

1. 利用者は、自己の責に帰すべき事由により、本サービスに関連して、当社に損害を与えた場

- 合、当社が被った損害を賠償する責任を負うものとします。
2. 当社は、自己の責に帰すべき事由により、本サービスに関する連絡によって、利用者に損害を与えた場合、当該損害の発生の原因となった本サービスに関するサービス利用料を限度として、現実に生じた通常かつ直接の損害を賠償するものとします。

第30条（譲渡禁止）

1. 利用者は、事前に当社の書面による承諾がない限り、本契約または本サービスの利用により生じた契約上の地位を移転し、または、本契約もしくは本サービスの利用により生じた権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡しもしくは担保に供してはならないものとします。
2. 当社は、事前に利用者に通知することにより、本契約または本サービスの利用により生じた契約上の地位を移転し、または、本契約もしくは本サービスの利用により生じた権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡しもしくは担保に供することができるものとします。

第31条（分離可能性）

法律の規定または裁判所の判断により本規約の一部が無効または執行不能とされた場合であっても、本規約の他の部分は影響を受けず、引き続き有効とします。

第32条（準拠法・管轄）

本規約、本サービスおよび本契約は、日本国の法令に準拠するものとします。また、本規約、本サービスおよび本契約に関し紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的同意管轄裁判所とします。

第33条（本規約に定めのない事項）

本規約に定めのない事項は、原則として、別途当社が取り決めるものとします。ただし、当社の判断により利用者と協議の上、決定することができるものとします。

(2025年10月1日制定)

以上

別 紙

取引禁止商材等

1. 貸付のための資金の交付、金銭消費貸借契約にもとづく債務の弁済、賠償金の支払い、その他これらに類すると当社が判断する支払い
2. 以下のいずれかに該当し、または該当するおそれがある商品または役務提供の対価の支払い
 - (1) 児童ポルノ、暴力的、非人道的なアダルトコンテンツ、喫煙・タバコ関連商品、処方箋薬、危険ドラッグ、電波妨害装置
 - (2) 虚偽の可能性の高いマーケティングに関するもの
 - (3) 武器、爆発物、自殺およびこれらに関するもの
 - (4) リアルマネートレード
 - (5) 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約、その他関連法令の定めに違反するもの
 - (6) 偽造品、模造品、その他知的財産権の侵害を伴う商品、模造品生成を行う為の機器その他の第三者の著作権・肖像権・商標権・その他知的財産権その他の権利を侵害するものの
 - (7) 提携組織の規則等により取扱が禁止されるもの（提携組織が公序良俗に反すると判断したものおよび提携組織の規則等における取扱のための条件を満たさないものを含む）
 - (8) 商品券・印紙・切手・回数券・プリペイドカード、暗号資産その他の有価証券・金地金等の換金性の高い商品
 - (9) 当社が公序良俗に反すると判断するもの
 - (10) 当社が別途指定する商品または役務等
 - (11) 前各号に類すると当社が判断する商品・サービス・情報等
3. 債権者または利用者との紛議もしくは不正利用の実態等に鑑み、または、当社および提携組織のブランドイメージ保持の観点から、当社が不適当と判断した支払い

以 上

SBPS 請求書カード払い利用規約（サプライヤー向け）

第1章 総則

第1条（目的）

1. 本「SBPS 請求書カード払い利用規約（サプライヤー向け）」（以下「本規約」という）は、SBペイメントサービス株式会社（以下「当社」という）が運営、提供する本サービス（第2条（定義）にて定義）という）に関する条件を定めたものです。
2. サプライヤーおよびバイヤーは、本規約を遵守するものとします。

第2条（定義）

1. 本規約において使用される用語の定義は次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 「本サービス」とは、サプライヤー・バイヤー間の取引における代金の支払いに関する、当社が、サプライヤーに対して立替払いを行うことおよびバイヤーからのカード等による支払いを可能とするサービスをいうものとします。
 - (2) 「本契約」とは、第4条（本契約の成立）にもとづきサプライヤーと当社との間で成立する本サービスの利用に関する契約をいうものとします。
 - (3) 「サプライヤー」とは、バイヤーとの間で売買契約、サービス提供契約等（以下「売買契約等」という）を締結し、商品等（以下「本件商品等」という）を提供する法人、団体または個人事業主であって、本規約にもとづき利用契約を締結のうえ、本サービスを利用する者をいうものとします。
 - (4) 「バイヤー」とは、サプライヤーとの間で売買契約等を締結し、本件商品等の提供を受ける法人、団体または個人事業主であって、本規約にもとづき当社に対し立替払いを委託する者をいうものとします。
 - (5) 「会員ページ」とは、サプライヤーがユーザIDおよびパスワード（以下併せて「ユーザID等」という）を用いてのみアクセスすることが可能な当社所定のウェブページをいうものとします。なお、サプライヤーは、本契約の締結に際し、ユーザID等を設定するものとします。
 - (6) 「営業日」とは、日本において銀行等の金融機関が営業を行う日をいうものとします。
 - (7) 「提携組織」とは、当社が加盟もしくは提携するまたは契約締結している組織（VISAインターナショナルサービスアソシエーション、マスターカードインターナショナルインコーポレーテッド、株式会社ジェーシービー）をいうものとします。
 - (8) 「提携組織の規則等」とは、提携組織が定める規則、ルール、規範、基準、レギュレーション、ガイドライン等、および提携組織の指示、命令、要請等（提携組織の指示等にもとづく当社からの指示等を含む）をいうものとします。
 - (9) 「カード等」とは、提携組織に加盟している会社（以下「カード発行会社」という）が提携組織の規則等に準拠して発行するクレジットカード等（デビットカード、プリペイドカード、その他支払い手段として用いられるカード等の証票その他の物または番号、記号その他の符号を含む）をいうものとします。
 - (10) 「カード会社」とは、当社が包括代理加盟店契約等を締結しているクレジットカード会社の総称をいうものとします。

第3条（本規約の適用等）

1. 本規約はすべての本サービスおよび本契約に適用されるものとします。
2. 当社は、第5条（通知）にもとづく通知により、本サービスの内容、本規約およびサービス利用料を隨時変更できるものとします。

第4条（本契約の成立）

1. 本契約は、サプライヤーが当社所定の方法により本サービス利用の申込を行い、当社がこれを承諾したことにより成立するものとします。
2. サプライヤーは次の各号の事項を表明し、保証するものとします。
 - (1) サプライヤーが法人の場合は日本国内に本店所在地を置く者、またはサプライヤーが個人事業主の場合は日本国内に住所を有する者であって、日本国内に当社が振込可能な金融機関の口座を有すること
 - (2) バイヤーが法人の場合は日本国内に本店所在地を置く者、またはバイヤーが個人事業主の場合は日本国内に住所を有する者であって、日本国内に当社が振込可能な金融機関の口座を有すること
 - (3) 本件商品等は、国内に所在する資産の譲渡もしくは貸付または国内で行われる役務の提供であること
 - (4) バイヤーが利用するカード等は、日本法にもとづき設立され、日本国内に本店所在地を置く株式会社が発行するものであること
 - (5) バイヤーが第12条（禁止事項）に該当しないこと
 - (6) サプライヤーが、立替払いの対象となる本件商品等の代金請求権につき、第三者に対する譲渡、担保設定、第三者に対する買取権、優先交渉権、その他の利用権の設定をしていないこと
 - (7) 第24条（利用者情報）に定める利用者情報の取得および提供につき、承諾すること
 - (8) 前各号のほか、当社またはカード会社及び提携組織所定の条件を満たすこと
3. 第2項に違反し、サプライヤーとバイヤーの間で紛議が発生した場合、サプライヤーが自己の責任と費用において対処するものとし、当社に損害が発生した場合には、サプライヤーは、当社に発生した損害の一切を賠償する責任を負うものとします。
4. サプライヤーは、本サービスを利用するにあたり、本規約、カード会社および提携組織の規則等を遵守するものとします。

第5条（通知）

当社からのサプライヤーおよびバイヤーに対する通知は、次のいずれかの方法をもって行われるものとします。効力の発生については、受信受話等の是非に関わらず、各号記載の時点において効力を生ずるものとします。

- (1) サプライヤーまたはバイヤーが指定したメールアドレスへの電子メールの送信：当社による送信時
- (2) 当社所定のウェブサイトへの掲載：当社による掲載が行われた時
- (3) サプライヤーまたはバイヤーが指定した電話番号への電話：当社が発信をした時
- (4) 前各号のほか、当社が適当と判断する方法：当社が指定した時点

第2章 本サービス

第6条（サプライヤによる情報提供等）

1. サプライヤは、当社所定の方法に従い、バイヤの名称、本件商品等の内容および代金その他売買契約等の請求に関する情報等の当社所定の情報ならびに請求書の電子ファイルを会員ページにて入力・アップロードすることにより当社に提供するものとします。また、当社は、当該情報および電子ファイルを提携組織およびカード会社に提供することができるものとします。
2. サプライヤは、前項の提供にあたり、あらかじめ次の各号の事項について確認し、保証するものとします。
 - (1) 売買契約等がサプライヤの営業活動に係るものであること
 - (2) 本件商品等の代金の支払いに関し、本規約にもとづく立替払いが行われることをサプライヤおよびバイヤが合意していること
 - (3) 本件商品等の提供が既に行われたこと
 - (4) 売買契約等に関して、取消、解除、無効等となる原因が存在しないこと
 - (5) 当該請求書にもとづく請求額が、本件商品等の代金の一部ではないこと
 - (6) 本件商品等の代金の支払い以外のものではないこと（例えば、貸付のための資金の交付、金銭消費貸借契約にもとづく債務の弁済または賠償金の支払いを含むがこれらに限られない）
 - (7) サプライヤが利用契約の締結日から起算して過去12か月の間において、国際ブランドの加盟店でないこと。なお、国際ブランドとは、世界各地に数多くの加盟店を持ち、国際的に通用するクレジットカードブランドのことをいう。
 - (8) 第12条（禁止事項）に該当しないこと
 - (9) 本サービスにより立替払いを行う本件商品等の代金または公租公課が既に一部または全部支払い済みでないことおよび既に本サービスの利用申込済みでないこと
3. 当社は、第1項にもとづきサプライヤが提供する情報および電子ファイルの正確性について確認する義務を負わないものとします。
4. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、バイヤの委託にもとづく立替払いを行わないことができるものとし、サプライヤはこれを了承するものとします。
 - (1) サプライヤが第1項にもとづき当社に提供した情報および電子ファイルの内容が事実に反する場合またはその懸念があると当社が判断した場合
 - (2) サプライヤが第1項にもとづき当社に提供した情報および電子ファイルの様式または内容について、当社が確認・修正を求めたにもかかわらずサプライヤがこれに応じない場合
 - (3) サプライヤが本契約の条項に違反した場合またはその懸念があると当社が判断した場合
5. 当社は、必要と判断した場合、第1項にもとづきサプライヤから提供された情報および電子ファイルの内容の確認、ならびにこれらに関してサプライヤおよびバイヤへの連絡を行うことができるものとします。

第7条（バイヤによる情報提供等）

1. 当社は、サプライヤから前条第1項にもとづき情報および電子ファイルの提供を受けた場

合、サプライヤーに対し、次の各号の事項を記載したウェブサイトの URL を通知するものとし、サプライヤーはこれをバイヤーに通知するものとします。

(1) バイヤーが、本件商品等の代金の立替払いを当社に委託することができる旨

(2) 前号にもとづき立替払いを委託する場合の立替金の支払い方法

2. 前項の通知を受けたバイヤーは、サプライヤーに対する立替払いを当社に委託する場合は、当社所定の方法に従い、バイヤーの事業形態、代表者名、メールアドレスおよび立替金の支払いを利用するカード等の情報等の当社所定の情報を、当社所定のウェブサイトにて入力することにより当社に提供するものとします。なお、バイヤーは、本項に基づき当社に提供した情報がカード会社および提携組織に提供される場合があることに同意するものとします。
3. 前項に定める情報の提供時およびバイヤーによるカード等を利用した当社に対する立替金の支払いについて、本規約並びに提携組織およびカード会社の規則等が適用されるものとし、バイヤーはこれに同意するものとします。
4. バイヤーは、第1項の提供にあたり、あらかじめ次の各号の事項について確認し、保証するものとします。
 - (1) 売買契約等がバイヤーの営業活動に係るものであること
 - (2) 本件商品等の代金の支払いに関し、本規約にもとづく立替払いが行われることを、サプライヤーおよびバイヤーが合意していること
 - (3) 本件商品等の提供が既に行われたこと
 - (4) 売買契約等に関して、取消、解除、無効等となる原因が存在しないこと
 - (5) 当該請求書にもとづく請求額が、本件商品等の代金の一部ではないこと
 - (6) 本件商品等の代金の支払い以外のものではないこと（例えば、貸付のための資金の交付、金銭消費貸借契約にもとづく債務の弁済または賠償金の支払いを含むがこれらに限られない）
 - (7) サプライヤーが利用契約の締結日から起算して過去12か月の間において、国際ブランドの加盟店でないこと。なお、国際ブランドとは、世界各地に数多くの加盟店を持ち、国際的に通用するクレジットカードブランドのことをいう。
 - (8) 第12条（禁止事項）に該当しないこと
 - (9) 本サービスにより立替払いを行う本件商品等の代金または公租公課が既に一部または全部支払い済みでないことおよび既に本サービスの利用申込済みでないこと
5. 当社は、第1項にもとづきバイヤーが提供する情報の正確性について確認する義務を負わないものとします。
6. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、バイヤーの委託にもとづく立替払いを行わないことができるものとし、サプライヤーはこれを了承するものとします。
 - (1) バイヤーが第1項にもとづき当社に提供した情報の内容が事実に反する場合またはその懸念があると当社が判断した場合
 - (2) バイヤーが第1項にもとづき当社に提供した情報の様式または内容について、当社が確認・修正を求めたにもかかわらずバイヤーがこれに応じない場合
 - (3) バイヤーが本契約の条項に違反した場合またはその懸念があると当社が判断した場合
7. 当社は、必要と判断した場合、第1項にもとづきバイヤーから提供された情報の内容の確認、ならびにこれらに関するサプライヤーおよびバイヤーへの連絡を行うことができるものとします。

第8条（バイヤーの保証）

1. バイヤーは次の各号の事項を表明し、保証するものとします。
 - (1) バイヤーが、法人の場合は日本国内に本店所在地を置く者、または、個人事業主の場合は日本国内に住所を有する者であって、日本国内に当社が振込可能な金融機関の口座を有すること
 - (2) 本件商品等は、国内に所在する資産の譲渡もしくは貸付または国内で行われる役務の提供であること
 - (3) 前各号のほか、当社所定の条件を満たすこと
 - (4) 第24条に定める利用者情報の取得および提供につき、承諾すること
2. バイヤーが利用できるカード等は、日本法にもとづき設立され、日本国内に本店所在地を置く株式会社が発行するものに限り、不正に取得したカードの利用をすることはできないものとします。

第9条（立替払いの実施等）

1. 当社は、本規約にもとづき立替払いの委託を受けた場合、バイヤーが利用しようとするカード等の有効性、本件商品等の内容および代金その他必要な事項を確認するものとします。当該確認を経て当社が立替払いを承諾した時以降、サプライヤーおよびバイヤーは当該委託を取り消すことはできないものとします。
2. 当社は、前項の承諾後、当社所定の期間内に、本件商品等の代金相当額からサービス利用料を控除した額（バイヤーがサービス利用料を負担する場合は控除しないものとする）を、サプライヤーが指定する金融機関の口座に振り込む方法により立替払いを行うものとします。ただし、サプライヤーおよびバイヤーは、第1項にもとづく確認または立替払いの金額等によって、当社所定の期間内に立替払いが行われない場合があることを承諾するものとし、この場合当社は何ら責任を負わないものとします。
3. バイヤーは、前項の立替払いが行われた場合、当社に対し、カード等による決済にて本件商品等の代金相当額（サービス利用料を負担する場合には、当該利用料を含む）の支払いを行うものとします。なお、サプライヤーおよびバイヤーは、当社が立替払いを行った後に、売買契約等の取消または解除等を行ったとしても、当社から本件商品等の代金相当額およびサービス利用料の支払いを求められた場合、当社所定の期日までに、当社が指定する金融機関口座に振り込む方法により支払う必要があるものとします。また、立替払い実施後に生じたサプライヤーおよびバイヤー間の問題（商品等の代金相当額の返金等を含み、これに限られないものとする）は、利用者の責任と費用で解決するものとします。
4. 当社が第1項および第2項にもとづき立替払いを行った後、バイヤーが利用するカード等の発行会社からの当社に対する支払いが通常行われる期間内に行われない場合、バイヤーは当社の請求にもとづき本件商品等の代金相当額を支払うものとします。
5. 第6条（サプライヤーによる情報提供等）および第7条（バイヤーによる情報提供等）にもとづき提供される情報・電子ファイルの瑕疵に起因して立替払いの全部または一部が実行されなかった場合、実行されなかった金額に係る立替払いについては立替払いの委託がなされなかったものとします。この場合、当社は、カード等の発行会社から支払いを受けた金員のうち、当該金額をバイヤーに返金するものとします（なお、返金にあたり手数料が生じる場合はこれを控除する）。
6. 第6条および第7条にもとづき当社に提供される情報・電子ファイルの瑕疵に起因する問題、

売買契約等に関する債務不履行責任・契約不適合責任・不法行為責任に関する問題、その他サプライヤーおよびバイヤー間のトラブル・紛争が生じた場合、サプライヤーおよびバイヤーはそれらを両者間で解決するものとします。また、この場合、当社、カード会社、提携組織およびカード発行会社は何ら責任を負わぬものとし、立替払金の回収（振込時の組戻し処理含む）およびサービス利用料の返金は行われぬものとします。

7. 当社は、第6条および第7条にもとづき提供される情報・電子ファイルをもとに随時審査を行い、総合的な判断によって立替払いを行わぬことができるものとします。この場合の処理については本条第5項が準用されるものとします。なお、当社は、判断の内容を開示する義務を負わぬものとします。
8. 第6条第2項第9号または第7条第4項第9号に反し、バイヤーおよびサプライヤー間で精算が生じた場合、当事者間で解決するものとし、当社は責任を負わぬものとします。この場合サービス利用料の返還は行わぬものとします。
9. カード会社がサプライヤーまたはバイヤーの情報を確認するなどして、当該サプライヤーまたはバイヤーが著しく不当であると認めた場合には、立替払いを行わぬことがあり、サプライヤーおよびバイヤーはこれを承諾するものとします。この場合の処理については本条第5項が準用されるものとします。なお、当社は、判断の内容を開示する義務を負わぬものとします。この場合、当社およびカード会社は立替払いを行わぬことに関し何ら責任を負わぬものとします。

第10条（立替払いの留保）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当した場合、立替払いの実施を、当社が定める期間留保することができるものとします。
 - (1) 第11条（支払の取消および返金等）第2項各号に定める事由に該当するまたは該当するおそれがあると当社が合理的に判断した場合
 - (2) 第27条（契約の解除等）第2項各号に定める事由に該当するまたは該当するおそれがあると当社が合理的に判断した場合
 - (3) 立替払いを留保する必要があると当社が合理的に判断した場合
2. 前項で定めた期間に關わらず、支払留保事由が解消されない場合、当社は前項の期間を延長することができるものとします。
3. 本条に基づき当社が留保した立替払金には、利息、遅延損害金が付されぬものとします。

第11条（立替払いの取消等）

1. バイヤーまたはサプライヤーは、当社に対して立替払いの委託の取消しを行う場合、当社が指定した方法で取消を行うものとします。この場合であっても、サプライヤーおよびバイヤーは、本サービス利用料を支払う必要があると当社から連絡があった場合、当該連絡に従うものとします。ただし、第9条（立替払いの実施等）第1項に定める確認後は、立替払いの委託を取り消すことはできないものとします。また、当社は、サプライヤーまたはバイヤーから立替払い取消等の要請を受けても、当社の判断により、取消等を認めないができるものとします。この場合において、サプライヤーおよびバイヤーに損害が発生しても、当社は一切の責任を負わぬものとします。
2. 次のいずれかに該当する売上については、当社は立替払いをする義務を負わぬものとします。

- (1) サプライヤーまたはバイヤーが、本規約の規定に違反した場合。
- (2) 紛失または盗難された決済手段により発生した売上。
- (3) 偽造または変造された電子的情報により発生した売上。
- (4) 利用覚えなし、金額相違等の疑義の申し出が当社またはカード発行会社になされた場合。
- (5) 第6条(サプライヤーによる情報提供等)および第7条(バイヤーによる情報提供等)にもとづき提供される情報・電子ファイルの内容に誤りがあり、当社およびカード発行会社がバイヤーに請求できないデータがあった場合。
- (6) カード会社、カード発行会または提携組織から商品等代金の支払拒絶・支払留保等の申し入れを受けた場合。
- (7) バイヤーからカード発行会社または当社に対して本件商品等の代金の支払拒絶の申し出があった場合。
- (8) 商品等が未発送、未提供、バイヤーが商品等の相違の申し出た場合。
- (9) サプライヤーまたはバイヤーが売買契約等に定める契約内容に違反した場合。
- (10) 売買契約等が取消しまたは解除がなされた場合。

3. 当社は、サプライヤーに対して、商品等代金等の支払拒絶または返金請求を受けた場合には速やかに、その旨を通知するものとします。
4. 当社は、第9条(立替払いの実施等)第6項に定める紛議または本条第2項に定める各事由のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合、当該事項が解決するまでの間、代金の支払いを留保できるものとし、1ヶ月を経過しても当該事項が解決しない場合、当該代金の支払義務を負わないものとします。この場合において、当社がサプライヤーに対し支払いを留保した代金には、利息、遅延損害金が付されないものとします。また、サプライヤーとバイヤーとの間で紛議が生じた場合(履行期限までに本件商品等の代金が支払われなかつことによる紛議を含み、これに限られないものとする)には、サプライヤーとバイヤーとの間で解決するものとし、当社が一切の責任を負わないことをサプライヤーとバイヤーは同意するものとします。
5. 当社が本条第2項各号または前項により代金の支払義務を負わない場合において、当社がサプライヤーに対し既に当該代金を支払っているときには、当社は、サプライヤーに対し、当該代金の返還を求めることができるものとします。なお、当社が今後サプライヤーに対し代金を支払う予定があるときには(当社とサプライヤーとの間で別の締結がある場合には、当該別の契約による場合を含む)、当該代金から既に支払っている代金を差し引くことができるものとします。

第12条(禁止事項)

サプライヤーおよびバイヤーは、次の各号の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 誤った情報、事実に相違する情報および虚偽の情報を当社へ提供する行為
- (2) 取引の実在性のない循環取引や架空取引等に本サービスを利用する行為
- (3) 本サービスにより取得・利用しうる情報・データを偽造、変造、複製、窃取その他不正な方法で取得・利用する行為
- (4) 有害なコンピュータ・プログラムなどを、当社のサーバーやネットワークシステムまたは第三者のコンピュータに送信または書き込む行為
- (5) 第三者に成りすまして本サービスを利用する行為(第三者の情報を本サービスに登録

することを含む)

- (6) 当社の承諾なく、第三者に本サービスを利用させる行為
- (7) 当社または第三者の財産、プライバシーおよび知的財産権を侵害しまたは侵害するおそれのある行為
- (8) 当社による本サービス用設備の利用もしくは本サービスの運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (9) 当社または第三者を誹謗中傷し、または名誉もしくは信用を毀損する行為
- (10) 本サービスに関し、当社の同意を得ることなく詐欺的な手段により当社または第三者の所有している個人情報を収集する行為
- (11) 本サービスに関し、公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為
- (12) 本サービスに関し、犯罪行為もしくは犯罪行為をそそのかす行為またはそのおそれのある行為
- (13) マネーロンダリングその他不正な目的に本サービスを利用する行為
- (14) 法令に違反しまたは違反するおそれのある行為
- (15) 犯罪収益移転防止法に定義する「犯罪による収益」の移転のために本サービスを用いる行為
- (16) 自然人の負う債務（個人事業主の事業に係る債務を除く）の支払いのために本サービスを用いる行為
- (17) 本サービスを実質的に同一である者の間の支払いのために用いる行為
- (18) 本件商品等の代金の支払い以外のために用いる行為（例えば、貸付のための資金の交付、金銭消費貸借契約にもとづく債務の弁済または賠償金の支払いを含むがこれらに限られない）
- (19) 別紙に定める支払いのために本サービスを用いる行為
- (20) 本契約、本規約およびカード会社および提携組織の規則等に違反する行為または違反のおそれのある行為（商品等の内容が違反する場合を含む）
- (21) 前各号のほか、当社が不適切と判断する行為

第13条（遵守状況の調査等）

サプライヤーおよびバイヤーは、本規約に定める事項について、当社から調査または資料提供の協力を求められた場合には、速やかに応じるものとし、当社から調査回答期限を課された場合、期限内に回答するものとします。なお、サプライヤーおよびバイヤーは、当社が回答結果を、カード会社、提携組織及びカード発行会社に提供することができることに同意するものとします。

第14条（通知義務）

1. サプライヤーは、本サービスの利用に関して当社に届け出た情報（バイヤーに関する情報を含む）に変更が生じた場合、当社所定の方法で速やかに変更内容を届け出るものとします。
2. サプライヤーが前項に定める届出を怠ったことにより当社からなされた通知等が到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなすものとし、また、これによってサプライヤーおよびバイヤーに生じた損害について当社は責任を負わないものとします。

第15条（本サービス利用のための機器等の準備・維持）

サプライヤーおよびバイヤーは、本サービスを利用するためには必要となる機器、ソフトウェアおよび通信回線等を、自己の負担と責任において準備・維持するものとします。

第16条（ID等の管理）

1. サプライヤーは会員ページにアクセスするために設定したユーザID等を厳重に管理するものとし、これらを第三者に使用させ、または、貸与、譲渡、売買等してはならないものとします。
2. ユーザID等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によってサプライヤーに生じた損害等について、当社は何ら責任を負わないものとします。
3. ユーザID等を用いた本サービスの利用は、サプライヤーによる利用とみなすものとします。

第17条（本サービスの停止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスおよび立替払いその他本契約および本規約にもとづく業務の全部または一部を、当社が定める期間、停止することができるものとします。
 - (1) 電力会社の電力供給の中止または本サービス用設備の障害等やむを得ない事由による場合
 - (2) 本サービス用設備の点検、保守、バージョンアップ等を実施する場合
 - (3) 第21条（非保証・免責）第2項各号に規定の事由が発生した場合
 - (4) 第13条（遵守状況の調査等）の調査が開始され、当社が調査期間中の本サービスの中止または停止が必要と判断した場合。
 - (5) 前各号のほか、本サービスの停止が必要であると当社が判断した場合
2. 当社は、前項にもとづく停止を行う場合、事前に第5条（通知）の方法によりサプライヤーおよびバイヤーに通知するものとします。ただし、当社が緊急またはやむを得ないと判断した場合はこの限りでないものとし、事後遅滞なく当該通知を行うものとします。
3. 当社は、第1項にもとづく停止に起因してサプライヤーまたはバイヤーに損害が生じた場合であっても、何ら責任を負わないものとします。

第18条（サービス利用料）

サプライヤーとバイヤーは、両者協議の上、本サービスの利用にあたり発生する当社所定のサービス利用料を当社所定の方法により支払うものとし、本サービス利用料の負担者を決めた場合には、当社所定の方法で申し出るものとします。なお、サービス利用料の支払いに関して紛議が生じた場合には、両者間において解決するものとし、当社は関与せず何ら責任を負わないものとします。

第3章 一般規定

第19条（再委託）

1. 当社は、本規約、本サービスおよび本契約にもとづく業務の全部または一部を第三者に再委託（再々委託以降を含み、以下、当該第三者を「再委託先」という）することができるものとします。また、この場合、当社は、再委託先に対し、本サービスの提供に必要な範囲で、第6条（サプライヤーによる情報提供等）第1項に基づき提供される情報、第7条（バイヤーに

による情報提供等) 第2項に基づき提供される情報、利用者情報(第24条(利用者情報)第1項で定義)、秘密情報(第22条(秘密保持義務)第1項で定義)および個人情報(第23条(個人情報)第1項で定義)を開示することができるものとします。

- 当社は、当該再委託先に対し、本規約にもとづき自己が負う義務と同等の義務を課すものとします。

第20条(知的財産権の帰属)

本サービスに関する知的財産権は当社または原権利者に帰属するものであり、サプライヤーおよびバイヤーに対する本サービスの利用許諾は知的財産権の譲渡および利用許諾を意味するものではないものとします。

第21条(非保証・免責)

- 当社は、本サービスについて、その正確性、最新性、有用性、信頼性、適法性、特定目的への適合性、第三者の権利を侵害していないことについて何ら保証しないものとします。
- 当社は、次の各号に定める事由に起因してサプライヤーまたはバイヤーに生じた損害について何ら責任を負わないものとします。
 - 本契約・本規約の違反、当社が定める手順・セキュリティ手段が遵守されない場合
 - サプライヤーまたはバイヤーが提供する情報・電子ファイルの瑕疵、登録情報の不備・変更の遅延等が発生した場合
 - 通信機器、通信回線およびインターネット等の通信手段の不具合またはそれらの性能に起因する問題が発生した場合
 - 金融機関のシステム障害およびカード等にかかる決済システムの障害が発生した場合
 - 当社が善良なる管理者の注意をもっても防御し得ない本サービス用設備への第三者による不正アクセスもしくはアタック、または通信経路上での傍受が発生した場合
 - 当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて、当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスによる本サービス用設備への侵入が発生した場合
 - 当社に対する刑事訴訟法にもとづく令状による差押え・捜索・検証、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律にもとづく強制処分その他裁判所の命令または法令にもとづく強制的な処分が発生した場合
 - 天災地変、戦争、テロ行為、伝染病の流行等の不可抗力事由が発生した場合
 - 前各号のほか、当社の責に帰さない事由が発生した場合

第22条(秘密保持義務)

- サプライヤー、バイヤーおよび当社(以下本条において「情報受領者」という)は、本サービスの利用または提供に関して知得した他の当事者(以下本条において「情報開示者」という)の事業活動に有用な技術上または営業上の秘密(以下「秘密情報」という)を、秘密として保持し、情報開示者の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供・開示・預託・漏洩せず、本サービスの利用または提供以外の目的に利用しないものとします。ただし、以下の情報は秘密情報に含まれないものとします。
 - 情報受領者が当該情報を知得した時点で、既に公知であった情報
 - 情報受領者が当該情報を知得した後に、情報受領者の責めに帰すべき事由によらずに

公知となった情報

- (3) 情報受領者が、当該情報を知得した時点で既に保有していた情報（守秘義務の制約の下で情報開示者から知得した情報を除く）
 - (4) 情報受領者が、当該情報を知得した後に、守秘義務に服さない第三者から守秘義務を負うことなく適法かつ正当に開示を受けた情報
2. 情報受領者は、秘密情報を滅失・毀損・漏洩等することができないよう必要な措置を講ずるものとします。
3. 情報受領者は、本サービスが終了した場合または情報開示者から求められた場合、秘密情報を返却または廃棄するものとします。
4. 情報受領者は、第1項及び第2項の規定に関わらず、本サービスの利用または提供のために秘密情報を知る必要のある自社の役員（執行役員を含むものとします）、従業員（雇用の形態を問わないものとします）、顧問弁護士、公認会計士（以下、総称して「従業員等」といいます）に、本契約に基づいて行う業務の履行に不可欠な範囲に限り、相手方の秘密情報を、相手方の書面による事前の同意を得ることなく開示することができるものとします。この場合に、情報受領者は、従業員等に対し、本契約と同等の義務を負わせかつその一切の責任を負うものとします。
5. 本条は、本サービス終了後5年間有効とします。

第23条（個人情報）

- 1. 当社は、個人情報（個人情報保護法に定義されるものをいい、クレジットカード番号等（割賦販売法（昭和36年法律第159号）第35条の16第1項に定める「クレジットカード番号等」をいう。以下同じとする。）を含み、以下同じ）について、当社が別途定めるプライバシーポリシーに則り、適正に取り扱うものとします。
- 2. 当社は、別段の定めがない限り、本サービスの提供に伴い取得した個人情報を、本サービス提供以外の目的で利用しないものとします。
- 3. 前各項のほか、個人情報の取扱いについては第22条（秘密保持義務）第1項乃至第3項の規定が準用されるものとします。

第24条（利用者情報）

- 1. サプライヤー、バイヤー、本契約の申込者およびその代表者（以下、本条および第26条（利用者情報の取扱いに関する不同意）ではこれらを総称して「利用者等」といいます）は、当社およびカード会社による利用者等との取引に関する審査（以下、「利用者審査」といいます）、その後の利用者等の管理および取引継続に係る審査、本規約に基づく業務遂行、当社が提供（提供予定を含む）する商品・機能その他のサービスの案内および提供、商品開発もしくは市場調査および当社の定めるプライバシーポリシー並びに「個人情報の取り扱いについて」（改定後の内容を含むものとします。<https://www.sbpayment.co.jp/info/security/handling/>）に定める利用目的のために、利用者等に係る次の情報（以下、これらの情報を総称して「利用者情報」といいます）を当社が適当と認める保護措置を講じたうえで当社が取得・保有・利用すること、およびカード会社、提携組織に提供することに同意するものとします。

- (1) 利用者等の商号（名称）、所在地、郵便番号、電話（FAX）番号、法人番号、代表者の氏名、性別、住所、生年月日、電話番号等、利用者等が当社に届出た情報

- (2) 利用者等の申込日、契約日、契約終了日および利用者等と当社との取引に関する情報
 - (3) 利用者等のカード等の取扱状況に関する情報
 - (4) 利用者等のカード等の利用状況、支払状況、支払履歴等に関する情報
 - (5) 利用者等の営業許可証等の確認書類の記載事項に関する情報
 - (6) 当社が利用者等または公的機関から適法かつ適正な方法により取得した利用者の登記簿謄本、住民票、納税証明書等の記載事項に関する情報
 - (7) 官報、電話帳、住宅地図等において公開されている利用者等に関する情報
 - (8) 公的機関、消費者団体、報道機関等が公表した利用者等に関する情報および当該内容について当社が調査して取得した情報
 - (9) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他の倒産手続開始の申し立てその他の利用者等に関する信用情報
2. 利用者等は、本契約が不成立となった場合であってもその不成立の理由の如何を問わず、契約申込みをした事実、内容について当社、カード会社および提携組織に一定期間登録されることに同意するものとします。
3. 利用者等は、当社、カード会社および提携組織が、本契約終了後も業務上必要な範囲で、法令等および当社、カード会社ならびに提携組織所定の期間、利用者情報を保有し、利用することに同意するものとします。
4. 利用者等の代表者は、当社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、当社所定の方法により、代表者の自己に関する個人情報を開示するよう請求することができるものとします。
5. 利用者等の代表者は、当社に対し、次の手続きにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができるものとします。
- (1) 利用者等の代表者は、以下に連絡するものとします。

SBペイメントサービス株式会社 個人情報管理窓口
住 所：東京都港区海岸一丁目7番1号 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー14階
代表取締役：榛葉 淳
E-mail : privacy@sbpayment.jp
 - (2) 当社は、前号の連絡があった場合、開示請求手続に必要な事項（受付方法、必要な書類、手数料等）を通知するものとします。
6. 万一、当社が保有する利用者情報の登録内容が真実ではないことが判明した場合、当社は、速やかに訂正または削除の措置をとるものとします。

第25条（データの利活用等）

1. 当社は、本サービスにもとづき取得する情報を集計して特定の個人を識別することができない統計的な情報を作成し、本サービスの品質向上、新たなサービスの開発その他当社の事業活動のために利用しましたは第三者に提供することができるものとします。
2. サプライヤーが当社の委託先、提携先またはパートナー、および当該パートナーが当社の承諾のもと再委託した第三者（以下本条において「パートナー等」という）から紹介を受けて本サービスを利用する場合（当該パートナー等のウェブサイト等を経由して本サービスを利用する場合を含む）、当社は、当該パートナー等（パートナーが当社の承諾のもと再委託した第三者から紹介を受けたサプライヤーに関しては、パートナーおよび当該第三者）に対し、当該パートナー等が以下の目的で使用するために、以下の情報を提供することができるもの

とします。

(1) 当該パートナー等が情報を使用する目的

- ①当該パートナー等による本サービスの集客・利用促進の向上・改善
- ②当該パートナー等に対する当該サプライヤーの問い合わせへの対応
- ③当該パートナー等が有する製品・サービス等の当該サプライヤーへの案内・紹介
- ④本サービスの提供

(2) 当社が当該パートナー等に提供する情報

- ①第6条（（サプライヤーによる情報提供等））および第7条（バイヤーによる情報提供等）にもとづき提供された情報

第26条（利用者情報の取扱いに関する不同意）

当社は、利用者が本契約の申込に必要な事項の記載を希望しない場合、または利用者情報の取扱いについて承諾できない場合、本契約の締結を断ることや、解約または本サービスの一部の取扱いの終了の手続きをとることがあるものとします。

第27条（契約の解除等）

1. サプライヤー、バイヤーおよび当社は、他の当事者が本契約の履行を怠った場合、合理的な期間を定めて催告のうえ、本契約を解除することができるものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、サプライヤー、バイヤーおよび当社は、他の当事者に以下の事項に該当する事由が生じた場合、何ら催告することなく直ちに本契約の全部または一部を解除できるものとします。

- (1) 営業の取消、営業停止等の処分、支払停止、支払不能、租税滞納処分または会社更生、破産、民事再生手続、その他特別清算もしくはこれらに類する手続開始の申立てのあった場合。
- (2) 第三者より強制執行、仮差押、仮処分または競売の申立てがあった場合。
- (3) 手形または小切手が不渡りになった場合。
- (4) 資産状況が悪化したと判断すべき合理的な事由が発生した場合。
- (5) 解散、合併、分割または事業の全部もしくは重要な一部を譲渡した場合。
- (6) サプライヤー、バイヤーが個人であるときは、死亡した場合、または後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判を受けた場合。
- (7) サプライヤー、バイヤーが所在地または住居を日本国外に移転した場合。
- (8) サプライヤー、バイヤーが届出た連絡先において当社からサプライヤー、バイヤーに対する連絡がとれない場合。
- (9) 法令に違反し、本契約の履行に支障をきたすおそれが生じた場合。
- (10) 他の当事者が自己の信用を失墜させる行為を行ったと判断した場合。
- (11) サプライヤーまたはバイヤーが本契約の申込時および変更時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合。
- (12) 苦情が複数発生した場合。
- (13) 無効、紛失、盗難、偽造カードによるもの、またはバイヤー以外の第三者による不正使用によるものの割合が高いと当社またはカード会社が認めたとき。
- (14) サプライヤーもしくはバイヤーの換金目的による利用の割合が高いと当社が判断した場合、またはサプライヤーもしくはバイヤーの決済手段の利用が換金目的である

ことが明らかである場合に、相手方がその換金行為に加担するなど、不適切な販売・役務の提供を行っていると当社が判断した場合。

- (15) 営業または業態が公序良俗に反すると判断した場合。
- (16) 支払いが延滞した場合。
- (17) 当社またはカード会社の調査依頼に対し非協力的な場合、回答期限内に回答がなかった場合、または虚偽の回答を行った場合
- (18) 当社またはカード会社が指定した期間内にサプライヤーが提供するサービスにおける不正利用等の事象が減少、もしくは改善する見込みがないと当社またはカード会社が判断した場合。
- (19) 提携組織またはカード会社から本契約解除の通知・要請があった場合。
- (20) 1年以上継続して本サービスを利用していない場合。
- (21) 行政機関から行政処分を受けた場合。
- (22) 本規約に違反し、本契約の継続が困難であると合理的に判断した場合。
- (23) 第12条（禁止事項）に違反したとき
- (24) 当社が本契約の締結にあたって定めた条件に違反した場合。
- (25) 本規約に付随する特約が適用される場合には、当該特約の規定に違反した場合。
- (26) 本契約以外にサプライヤーまたはバイヤーと当社の間で締結している契約が解除された場合。
- (27) その他サプライヤーもしくはバイヤーとして不適当と当社が判断した場合。

- 3. 前2項の定めにかかわらず、当社は事由の如何を問わず、提携組織またはカード会社との間の契約が終了した場合、何ら催告することなく直ちに本契約を解除できるものとします。この場合において、本契約の終了により利用者に損害が生じても、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 4. 当社は、サプライヤーまたはバイヤーが第2項各号に定める事由に該当した場合、または該当するおそれがあると合理的に判断した場合、本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。
- 5. サプライヤー、バイヤーおよび当社は、第1項から第3項により本契約の全部または一部が解除された場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済するものとします。

第28条（本サービスの終了）

当社は、1か月以上前の通知をもって、本サービスの全部または一部を終了することができます。この場合において、本サービスの終了によりサプライヤーまたはバイヤーに損害が生じても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第29条（本契約・本サービスの終了に伴う措置）

- 1. 本契約または本サービスが終了した場合に存在する未履行債務については、当該債務が弁済されるまでの間、本規約および本契約が適用されるものとします。
- 2. 本契約の終了後といえども、第4条（本契約の成立）第4項から第7条（バイヤーによる情報提供等）、第9条（立替払いの取消等）、第11条（遵守状況の調査等）、第13条（遵守状況の調査等）、第14条（通知義務）第2項、第16条（ID等の管理）2項・3項、第17条（本サービスの停止）第3項、第20条（知的財産権の帰属）から第25条（データの利

活用等)、第27条(契約の解除等)第3項・5項、第28条(本サービスの終了)、本条、第30条(反社会的勢力の排除)第4項および第5項、第31条(損害賠償責任)から第35条(本規約に定めのない事項)については、なお効力を有するものとします。

第30条(反社会的勢力の排除)

1. 当社、サプライヤーおよびバイヤーは、自己、自己の子会社および関連会社(各社の役員その他実質的支配権を有する者を含む。以下本条において同じ)が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下併せて「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己または第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 当社、サプライヤーおよびバイヤーは、自己、自己の子会社および関連会社が、自己または第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社、サプライヤーおよびバイヤーは、他の当事者が前2項に違反した場合、何ら催告することなく、直ちに本契約を解除し、または、本サービスの提供を中止することができるものとします。
4. 当社、サプライヤーおよびバイヤーは、前項にもとづき契約を解除し、または、本サービスの提供を中止したことにより他の当事者に損害が発生した場合でも、何ら責任を負わないものとします。
5. 当社、サプライヤーおよびバイヤーは、第3項にもとづき契約を解除し、または、本サービスの提供を中止したことにより損害を被った場合、違反をした他の当事者に対し、当該損害の賠償を求めることができるものとします。

第31条(損害賠償責任)

1. サプライヤーまたはバイヤーは、自己の責に帰すべき事由により、本サービスに関連して、当社に損害を与えた場合、当社が被った損害を賠償する責任を負うものとします。
2. 当社は、自己の責に帰すべき事由により、本サービスに関連して、サプライヤーに損害を与えた場合、当該損害の発生の原因となった本サービスに関するサービス利用料を限度として、

現実に生じた通常かつ直接の損害を賠償するものとします。

3. 当社は、自己の責に帰すべき事由により、本サービスに関する立替金相当額を限度として、現実に生じた通常かつ直接の損害を賠償するものとします。

第32条（譲渡禁止）

1. サプライヤーおよびバイヤーは、事前に当社の書面による承諾がない限り、本契約または本サービスの利用により生じた契約上の地位を移転し、または、本契約もしくは本サービスの利用により生じた権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡しもしくは担保に供してはならないものとします。
2. 当社は、事前にサプライヤーまたはバイヤーに通知することにより、本契約または本サービスの利用により生じた契約上の地位を移転し、または、本契約もしくは本サービスの利用により生じた権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡しもしくは担保に供することができるものとします。

第33条（分離可能性）

法律の規定または裁判所の判断により本規約の一部が無効または執行不能とされた場合であっても、本規約の他の部分は影響を受けず、引き続き有効とします。

第34条（準拠法・管轄）

本規約、本サービスおよび本契約は、日本国の法令に準拠するものとします。また、本規約、本サービスおよび本契約に関し紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第35条（本規約に定めのない事項）

本規約に定めのない事項については、原則として、別途当社が取り決めるものとします。ただし、当社の判断によりサプライヤーまたはバイヤーと協議の上、決定することができるものとします。

(2025年10月1日制定)

以上

別 紙

取引禁止商材等

1. 貸付のための資金の交付、金銭消費貸借契約にもとづく債務の弁済、賠償金の支払い、その他これらに類すると当社が判断する支払い
2. 以下のいずれかに該当し、または該当するおそれがある商品または役務提供の対価の支払い
 - (1) 児童ポルノ、暴力的、非人道的なアダルトコンテンツ、喫煙・タバコ関連商品、処方箋薬、危険ドラッグ、電波妨害装置
 - (2) 虚偽の可能性の高いマーケティングに関するもの
 - (3) 武器、爆発物、自殺およびこれらに関するもの
 - (4) リアルマネートレード
 - (5) 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約、その他関連法令の定めに違反するもの
 - (6) 偽造品、模造品、その他知的財産権の侵害を伴う商品、模造品生成を行う為の機器その他第三者の著作権・肖像権・商標権・その他知的財産権その他の権利を侵害するものの
 - (7) 提携組織の規則等により取扱が禁止されるもの（提携組織が公序良俗に反すると判断したものおよび提携組織の規則等における取扱のための条件を満たさないものを含む）
 - (8) 商品券・印紙・切手・回数券・プリペイドカード、暗号資産その他の有価証券・金地金等の換金性の高い商品
 - (9) 当社が公序良俗に反すると判断するもの
 - (10) 当社が別途指定する商品または役務等
 - (11) 前各号に類すると当社が判断する商品・サービス・情報等
3. サプライヤーまたはバイヤーとの紛議もしくは不正利用の実態等に鑑み、または、当社および提携組織のブランドイメージ保持の観点から、当社が不適当と判断した支払い

以 上